

全建労発第 61 号
平成 28 年 11 月 7 日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

表示・通知義務対象物質の追加に係る周知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 28 日付け、全建労発第 12 号の「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」により、27 の化学物質を表示・通知義務対象に追加する改正法令について周知等のご協力をお願いしたところです。

厚生労働省では、平成 29 年度までに表示・通知の履行率を 80%とすることを目標として掲げており、この度、化学物質等を譲渡提供する際のラベル表示や安全データシート（SDS）の交付の徹底等のため、別添のとおり同省から本会に対し会員の皆様への周知依頼がありました。

つきましては、添付のリーフレットを活用し、貴協会会員企業の皆様へ制度改正の趣旨等について周知頂きますとともに、化学物質等の適切な管理に向けご高配賜りますようお願い申し上げます。

担当：労働部 長尾 又木

以上